

令和3～5年度（2021～2023年度） 介護保険料段階表

保険料段階	基準額に対する割合	対象者		年間保険料額	
第1段階	軽減前 0.5 ↓ 軽減後 0.3	本人が市民税課税者がいない	世帯員に市民税課税者がいない	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	20,200円
第2段階	軽減前 0.625 ↓ 軽減後 0.5			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	33,600円
第3段階	軽減前 0.75 ↓ 軽減後 0.7			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	47,100円
第4段階	0.875	本人が市民税課税者がいる	世帯員に市民税課税者がいる	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	58,800円
第5段階	基準額			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	67,200円
第6段階	1.125	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	75,600円
第7段階	1.20			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	80,600円
第8段階	1.45			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	97,400円
第9段階	1.55			本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	104,200円
第10段階	1.70			本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	114,200円
第11段階	1.85			本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	124,300円
第12段階	2.00			本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	134,400円
第13段階	2.15			本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	144,500円
第14段階	2.30		本人の合計所得金額が1,500万円以上	154,600円	

●合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定）

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。市民税の非課税基準に用いられます。

※株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となります。

※平成30年度より租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。

※令和3年度より合計所得金額に給与所得又は年金所得が含まれている場合には、合計所得金額から10万円を控除した後の金額を介護保険料の算定に用います。

●その他の合計所得金額

合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額（公的年金等に係る雑所得）を除いた金額です。

※平成30年度より第1段階から第5段階については、公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計金額を保険料の算定に用います。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を介護保険料の算定に用います。